



# 作業をされる方へのお願い



次の事項を考慮し、付近の住民から苦情がでないようお願いします。

## ◎規制基準

騒音/振動	
騒音/騒音レベル	騒音レベル 85デシベル以下/振動レベル 75 デシベル以下 (作業の敷地境界線において)
作業禁止の時間帯	第1号区域 午後7時～翌日午前7時
	第2号区域 午後10時～翌日午前7時
作業許容時間	第1号区域 1日10時間以内
	第2号区域 1日14時間以内
作業許容日数	連続6日以内
作業禁止日	日曜日 その他休日

## ◎防音・防振、および粉じん対策の実施

低騒音型の機械の選択、遮音施設等の設置、機械配置位置を考慮する等、対策を施してください。

敷地境界上にシートを設置し、こまめに散水する等粉じん対策を行ってください。

## ◎事前の説明

工事を行う前に、工事内容・期間等を付近の住民に説明し、理解を得ること。

## ◎現場での監督の強化

特定建設作業以外の作業についても注意し、機械・材料等搬入搬出時や作業中に道路を塞いだりする等、付近住民に迷惑をかけないこと。

問い合わせ先：京田辺市役所環境課 0774-64-1366

手続き等は市役所ホームページ

騒音 <http://www.kyotanabe.jp/0000002235.html>

振動 <http://www.kyotanabe.jp/0000002240.html>